

広島文化学園大学・短期大学における障害学生支援に関する基本方針

広島文化学園大学・短期大学（以下「本学」という）では、以下の基本方針に基づき、身体障害、発達障害、精神障害、その他心身の機能の障害のある学生（以下「障害学生」という）の支援を行う。

ただし、基本方針は、支援制度の規準、根幹を定めたものであり、支援内容については、障害の内容や程度に応じ、個別に必要かつ合理的な配慮を検討し、障害学生と十分な協議を経た上で決定する。

1. 基本方針

本学は、障害者差別解消法の趣旨に基づき、本学に在籍する学生が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら学生生活を送ることができるよう、必要かつ合理的な範囲で可能な支援を行う。

2. 支援の目的

本学の障害学生支援は、障害を有する学生から修学上の障壁の除去や支援を必要としている旨の意思の表明があり、その実施に伴う負担が過重でない場合は、障害を有する学生の権利利益を侵害することとならないよう、合理的な配慮の提供を行うことを目的とする。同時に、修学の上で必要に応じて適切な支援を行うことや、支援活動を通じて、よりよい人間関係を養うとともに、支援者が障害について理解できる場を提供する。

3. 支援体制

本学における障害学生の支援者は、本学の教職員とし、学内外の専門家等とも連携を図る。

本学は、障害学生への支援を全学的に行うために、障害学生支援委員会を設置する。同委員会では、障害学生への相談対応、障害学生の学生生活環境づくり（修学に関する相談、修学時の支援要請への対応、支援機器の整備及び学内施設改修提案等）及び関係部局間や支援者間の連携支援が適切に行われるための調整を行う。

4. 個人情報の保護と守秘義務

支援者が支援をする上で知り得た障害学生の個人情報（障害や相談の内容を含む）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人及び保護者の同意を得るものとする。

ただし、障害学生への連携支援を行うために必要と本学が判断した場合、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間での個人情報の共有を行うことができる。